政　令

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年二月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十一号

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第二項第一号、第二十一条の五の二十九第二項及び第二十四条の二十第二項第一号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条第三項第一号（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第二項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第五号中「同条第四項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円」とあるのは「八十万円」として同項の規定を適用して算定した」を「当該合計所得金額から同項第一号に掲げる金額を控除して得た」に改める。

第二十五条の十三第一項第三号及び第二十七条の十三第一項第三号中「規定する合計所得金額」の下に「（所得税法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第一号に掲げる金額を控除して得た額）」を加える。

第二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第四号中「規定する合計所得金額」の下に「（所得税法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第一号に掲げる金額を控除して得た額）」を加え、「する。以下同じ」を「する」に改める。

第四十二条の四第一項第三号中「合計所得金額」の下に「（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（所得税法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第一号に掲げる金額を控除して得た額）をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）」を加える。

附則第十二条、第十三条及び第十三条の二中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号中「同条第四項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円」とあるのは「八十万円」として同項の規定を適用して算定した」を「当該合計所得金額から同項第一号に掲げる金額を控除して得た」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令第二十五条の十三第一項第三号及び第二十七条の十三第一項第三号の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる児童福祉法第二十一条の五の二十九第一項に規定する肢体不自由児通所医療及び同法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療（以下「肢体不自由児通所医療等」という。）について適用し、施行日前に行われた肢体不自由児通所医療等については、なお従前の例による。

3　第二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十五条第四号及び第四十二条の四第一項第三号の規定は、施行日以後に行われる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第一項第二号に規定する指定療養介護医療等（以下「指定自立支援医療等」という。）について適用し、施行日前に行われた指定自立支援医療等については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○経済産業省環境省令第一号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第六号）の施行に伴い、特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業に係る登録等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月十九日

経済産業大臣　梶山　弘志

環境大臣　小泉進次郎

特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業に係る登録等に関する省令の一部を改正する省令

特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業に係る登録等に関する省令（平成七年総理府令通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（登録申請書の添付書類等）	（登録申請書の添付書類等）
第十二条　法第三十三条の六第三項（法第三十三条の十第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める原材料器官等は、絶滅のおそれのある野生	**第十二条**　法第三十三条の六第三項（法第三十三条の十第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める原材料器官等は、絶滅のおそれのある野生